

議案第 1 2 1 号

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令等の改正に伴い、建築物移動等円滑化基準にホテル又は旅館に係る事項を追加するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「段差」を「段」に改め、同条第3項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

第10条第2項第2号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第3号中イをアとし、同号口中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号口を同号イとする。

第12条中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第13条第1項第1号イ中「口」を「イ」に、「かご」を「籠」に改め、同号イを同号アとし、同号口を同号イとし、同項第2号中イをアとし、口をイとし、同号八中「いす」を「椅子」に改め、同号八を同号ウとし、同項第3号中イをアとし、同号口中「^ゑ勾配」を「勾配」に改め、同号口を同号イとし、同号中八をウとし、二をエとし、同号ホ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ホを同号オとし、同項第4号中「かご及び昇降路は」を「籠及び昇降路は」に改め、同号イ中「かご」を「籠」に改め、同号イを同号アとし、同号口中「かご」を「籠」に改め、同号口を同号イとし、同項第5号中イをアとし、同号口中(イ)を(ア)とし、同号口(ロ)中「^ゑ勾配」を「勾配」に改め、同号口(ロ)を同号口(イ)とし、同号口中(ハ)を(ウ)とし、(ニ)を(エ)とし、同号口(ホ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号口(ホ)を同号口(オ)とし、同号口を同号イとし、同号八中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号八を同号ウとする。

第14条第2項第2号中イをアとし、同号口中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号口を同号イとし、同号八を同号ウとし、同項第3号中イをアとし、同号口中「車いす」を「車椅子」に改め、同号口を同号イとし、同号八中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号八を同号ウとし、同項第4号中イをアとし、同号口中「^ゑ勾配」を「勾配」に改め、同号口を同号イとし、同号中八をウとし、二をエとし、同号ホ中「車いす」を「車椅子」に改め、同号ホを同号オとし、同項第5号イ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号イを同号アとし、同号口中「かご」を「籠」に改め、同号口を同号イとし、同号八中「かご」を「籠」に改め、同

号八ただし書中「車いす」を「車椅子」に改め、同号八を同号ウとし、同号二ただし書中「車いす」を「車椅子」に改め、同号二を同号エとし、同号ホ中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ホを同号オとし、同号ヘ中「かご」を「籠」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ト中「かご」を「籠」に改め、同号トを同号キとし、同号チ中「かご」を「籠」に改め、同号チを同号クとし、同項第7号中イをアとし、同号口中「車いす」を「車椅子」に改め、同号口を同号イとし、同号ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ハを同号ウとし、同号二中(イ)を(ア)とし、同号二(ロ)中「勾配」を「勾配」に改め、同号二(ロ)を同号二(イ)とし、同号二(ハ)中「勾配」を「勾配」に改め、同号二(ハ)を同号二(ウ)とし、同号二(ニ)を同号二(エ)とし、同号二(ホ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同号二(ホ)を同号二(オ)とし、同号二を同号エとし、同号ホ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ホを同号オとし、同条第3項中「前項第7号イからホまで」を「前項第7号アからオまで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(ホテル又は旅館)

第14条の2 ホテル又は旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室(以下この条及び次条において「一般客室」という。)までの経路のうち1以上を、階段又は段を設けない経路(以下この条において「宿泊者特定経路」という。)にしなければならない。ただし、前条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。

- (1) 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、70センチメートル以上とすること。
- (3) 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には、階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウ

までに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める部分を除く。

ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

イ 勾配が1/2を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

3 前項第2号の規定にかかわらず、建築主等は、ホテル又は旅館の建築をしようとするときは、一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅を75センチメートル以上とするよう努めなければならない。

4 区長は、一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅が75センチメートル以上となるよう、必要な施策の推進に努めなければならない。

5 宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。

6 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第13条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第1項及び前項の規定は適用しない。

第15条各号列記以外の部分中「以下」を「第1号において」に、「、第7条から前条まで」を「第7条から第14条までの規定、前条第1項に規定するホテル又は旅館にあっては第7条から第13条まで及び前条」に改め、同条第2号中「又は共同住宅の各住戸」を「、共同住宅の各住戸又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室」に改め、同条第4号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第6号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、「道等）」の次に「又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の第15条の規定は、施行日以後に着手する増築又は改築

(以下「増築等」という。)について適用し、施行日前に着手した増築等については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。)で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第15条の規定は適用しない。